

第 8 回線引き見直しに関連する都市計画変更について

1. 都市計画説明会の都市計画の案について

神奈川県及び寒川町において取りまとめました、第 8 回線引き見直しに関連する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「用途地域」などの都市計画の案について、利害関係者のご意見をお聴きするため、都市計画法第 17 条に基づき案の縦覧を行うとともに、意見書の提出受け付けを行います。

・都市計画の案の縦覧及び意見書の提出

縦覧（提出）期間	縦覧（提出）場所	縦覧（提出）時間
令和 7 年 5 月 13 日（火）～ 令和 7 年 5 月 27 日（火） ※土曜日、日曜日及び祝日は 縦覧（意見書提出）不可。 ※意見書提出は期間内必着	神奈川県 県土整備局 都市部 都市計画課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分
	茅ヶ崎市 都市部 都市計画課 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目 1 番 1 号	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時
	寒川町 都市建設部 都市計画課 〒253-0196 高座郡寒川町宮山 165	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時
縦覧及び意見書提出場所 神奈川県決定案件：神奈川県 県土整備局 都市部 都市計画課、 茅ヶ崎市 都市部 都市計画課、寒川町 都市建設部 都市計画課 茅ヶ崎市決定案件：茅ヶ崎市 都市部 都市計画課 寒川町決定案件：寒川町 都市建設部 都市計画課		

2. 都市計画スケジュール（想定）

